

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

令和元年5月1日改定

〔関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)〕

## はじめに

本校は目指す学校の姿として、「子どもも教師も笑顔で生き生きと学ぶ学校」を掲げている。どの子どもも笑顔で生き生きと生活できるためには、学校・学級が安心して生活でき、自分のよさを発揮できる場でなければならない。この姿を目指していくことが、子どもたち一人一人をいじめから守っていくことにつながると考える。

また、いじめ防止に向けては、教職員全員が、いじめという行為について正しく理解し、適切な指導・対応ができることが重要である。「学校いじめ防止基本方針」に則り、共通理解を図り、全校体制でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが必要である。

上記を踏まえ、本学校いじめ防止基本方針は、学校評議員等の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての児童が、学校の内外を問わず、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは、絶対に許されない行為であり、どの学校でもどの児童でも起こりうるという認識のもとに、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題に取り組むにあたっては、学校全体で、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識する必要がある。そのうえで、実践的な取り組みのなかで、日々、計画的、継続的、教育的に、「未然防止」「早期発見」と「再発・拡大防止」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速かつ的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は教職員が捉えるべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも、起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、『いじめられる側にも問題がある』という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導観が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

以上のような基本的な認識にたち、全児童が「安心して、明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭（保護者）が協力して、事後指導にあたる。

以上のことを踏まえ、一人の人間として、絶対に、

- ①いじめをしない。
- ②いじめをさせない。
- ③いじめを許さない。

の三原則を重点目標に据え、組織的に対応していくことを旨として、対策を行う。そして、方針の策定や対策、対応においても、ことの大小に係わらず、必要な情報と判断した場合は、必要に応じて、学校外の関係各位に幅広く聴取したり、正確かつ丁寧な説明を行っていくことを基本理念とするものである。

## (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

## (3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員の責務は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めることである。また対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員，対応内容

#### ①日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会(月1回定例会議)

構成員：生徒指導主任，学年生徒指導担当，養護教諭

対応内容：情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，早期発見に向けた取組，基本方針に基づく実行・検証・改善等

#### ②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ防止対応委員会(いじめ事案発生時)

構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，学年生徒指導担当，養護教諭，担任，関係学年職員，スクールカウンセラー(2週間に1回程度勤務)

※重大事態発生時は，必要に応じて民生委員・児童委員などの専門的な知識を有する者及び校長が必要と判断した者を加える。

対応内容：事実確認，情報の共有化，指導・支援の対応方針決定，子どもへの指導・支援，保護者への支援，助言，関係機関との連携等。

### (2) 教職員以外の構成員

#### ①心理の専門的知識を有する者

- ・スクールカウンセラーを活用する。(2週間に1回程度勤務)
- ・重大事態発生時，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置スーパーバイザーの派遣を市教委を通じて要請する。

#### ②福祉の専門的知識を有する者(民生委員・児童委員)

- ・市教委指導課及び八千代市健康福祉課を通じて，派遣を要請する。

## 3 いじめの未然防止について

### (1) 啓発活動について

#### ①児童

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を，年間を通じて行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため，学級活動や学年集会，全校集会を利用し，周知する。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
  - ひやかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言う
  - 仲間はずれ，集団による無視
  - わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする(軽重に関係なく)
  - 金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる
  - 嫌なこと，恥ずかしいこと危険なことをさせる
  - パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする
- ・必要に応じて，法第四条を紹介する。
- ・児童会活動や子どもサミットの活動を通して地域社会との融合を図る。
- ・児童会活動におけるいじめ防止キャンペーンの実施

- ・学校行事や体験学習を通して「他者への思いやりの心」「規範意識」の向上を図る。
- ・日常の学校生活において、お互いを認め合う人間関係作りや仲間と協力する活動の充実を図る。

## ②保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場において、未然防止の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、いじめを受けた子どもの変化の特徴などを紹介する。
- ・保護者は子の教育について最も責任を有するもので、いじめを起こすことのないように、規範意識を養い、その他の必要な家庭教育を行うように努める。
- ・子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子どもたちを見守る大人たちとの情報交換に努め、いじめの根絶をめざしお互いに協力体制の充実を図る。
- ・いじめを発見し、また、いじめにつながると思われる時は、速やかに学校や関係諸機関に相談または通報する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ・必要に応じて、法第九条を紹介する。

## ③地域、その他

- ・学校だよりや学校ホームページを通じて、学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介するとともに、学校以外におけるいじめの疑いがある場合の通報等の協力をお願いする。

## (2) 教職員について

### ①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・全ての児童を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と子どもの間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。

### ②研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。  
未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル
- ・いじめ問題への対応の具体的な方法についての事例研究を行う。
- ・地域の諸団体との交流を図る。
- ・学校警察連絡委員会・警察・青少年センター、市教委との情報交換及び連携を行う。

### ③不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長する場合があることを認識し、暴力や暴言を学校全体で排除することを共通理解する。
- ・校長、教頭は、授業等を適宜巡回し、児童の様子を把握する。
- ・学年会において、一人一人に自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し実践する。

(3) 学習指導全般について

- ・年度当初の校内研修で、学習の約束等について共通理解する。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫をし、実践する。
- ・言語活動充実の視点からも、仲間とともに協力して学習する場面や伝え合う活動を学習内容に応じて適切に設定する。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業の充実について

- ・千葉県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした4つの視点に基づいて、年間指導計画の見直しを行う。
- ・千葉県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。
- ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づけるとともに、道徳の授業の確実な実施を図る。
- ・保護者フリー授業参観等において、各学級少なくとも年間1回は、道徳授業を公開する。

②豊かな人間関係づくりプログラムについて

- ・各学級で年間4時間実施する。

③情報モラル指導について

- ・学年に応じた情報モラルの指導を実施する。
- ・インターネットの特殊性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ・学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭の協力が不可欠であることから、保護者と緊密に連携し、双方で指導を行うことが重要である。
- ・保護者会等で伝えたいこと 〈未然防止の観点から〉

子どもたちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭でありフィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

(5) 児童会活動等について

①児童会活動

- ・代表児童委員会が中心となり「いじめをなくそう」キャンペーン等を行う。各委員会活動を充実させ、児童の主体性を重視した活動を活発に行う。
- ・仲間のために、学校のために、そして地域のためにどう関わるかを考え、奉仕の心や感謝の心を育み協働の必要性を考えさせる。

②子どもサミット活動

- ・目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や地域の方々との関わる中で、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

③地域との連携

- ・地域の美化活動・みんなの夏祭り・つつじ祭り・お相撲さんとお餅つき等の地域の活動に積極的に参加する。
- ・福祉施設との関わりや挨拶運動を展開する。

(6) 特設部活動，その他の活動について

①特設部活動等指導

- ・児童同士のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。
- ・部活動指導担当者には、年度当初から時期に応じた指導のねらいを明確にすることや指導にあたっての共通ルールを確認する。

②その他

- ・校内行事等の準備活動では、児童のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

(7) 特に配慮が必要な児童に対して

- 発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童生徒のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国籍の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については，被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### 4 いじめの早期発見について

##### (1) 質問紙によるアンケート調査について

###### ①国等による緊急調査等(指示に従って実施)

※例年「児童児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

###### ②千葉県教育委員会による調査(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

###### ③八千代市教育委員会主体の調査について(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

###### ④学校主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見「教育相談のためのアンケート」

イ 期日 6, 11, 2月

ウ 方法 全児童対象 学校独自質問紙による

エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告

オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

※調査実施時(特に記名調査の場合は留意が必要)には、いじめた児童がいじめを受けた児童に圧力をかけることも想定されるため、児童の様子を注意深く観察する。

※アンケート用紙は5年間保存する。

##### (2) 面談等による調査について

ア 目的 いじめの早期発見「教育相談」

イ 期日 「教育相談のためのアンケート」実施後、適宜

ウ 方法 全児童対象

エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告

オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

##### (3) 日常の取組について

- ・登下校の様子については、学級担任以外の職員や管理職で指導する。特に、遅刻しがちな児童については、留意する。
- ・朝と帰りの健康観察では、体調不良の頻繁な訴えや顔の表情等に留意する。
- ・授業中のグループ活動時の人間関係を注意深く観察する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対するひやかしなどに留意する。また適切に指導する。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることに留意しながら、指導する。
- ・給食時の人間関係を注意深く観察する。盛りつけは、公平、平等に行われているかなどに留意する。(おかわりの仕方等、ルール of 徹底が大切)
- ・清掃時には、担当場所の教職員も人間関係を注意深く観察する。特に、不公平な役割や分担を一人で行っている場合などは留意する。
- ・休憩時間や帰りの会後から下校の時間等は、子どもたちの行動に目が届くような教職員の動線、人的配置を行う。
- ・学級担任は、退勤前までに教室の整理整頓を行い、子どものロッカーや昇降

口の靴箱を確認する。

- ・校長，教頭は，教職員からの報告を待つだけでなく，自らも児童の人間関係などの情報を集めるように努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子どもの様子で気になることがあった場合には，些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと，逆に学校からも気になることは連絡することの協力体制について依頼する。
- ・PTA活動（パトロール・環境整備・バザー）へ積極的に参加する。

## 5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談，通報してきた児童・保護者には，誠実に対応するように心がける。

②学校以外

年度当初，全児童へ，SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，児童と保護者に紹介する。

[おもな連携機関]

機 関 名	電 話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

年度当初の全校集会，学級活動において，相談することや通報することは，適切な行為であることを周知する。

①相談しやすい環境づくり

- ・相談したことでの被害の拡大や人間関係の悪化，いじめの潜在化を防止する。
- ・訴えた児童への配慮・安全確保・心のケアを行う。
- ・相談場所を確保する。
- ・相談できる信頼関係を構築する。(児童同士・児童と保護者と教師とSC)



## ②事実関係の正確な把握

- ・児童の気持ちをすべて受け入れて寄りそった指導に努める。
- ・記録を正確にとる。事実関係だけでなく気持ちを受け入れる。秘密は厳守。

## ③保護者からの訴えに対して

- ・保護者の不安を受け入れられる信頼関係の構築を図る。
- ・親身になり，真摯で適切な対応に努め，直接面会して話を聴く。
- ・学校で組織的な対応を行う。
- ・事後の対応と情報提供を行う。

## **6 いじめを認知した場合の対応について**

いじめの発見，通報を受けた場合には，事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり，平素から報告連絡体制を徹底し，特定の教職員で抱え込まず，又は対応不要であると個人で判断せずに，直ちにすべて学校いじめ対策組織に報告・相談し，速やかに組織的に対応する。

法第23条第1項は，「学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており，学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち，学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，同項の規定に違反し得る。手順に従い報告・相談を迅速に行い，教職員が情報共有をする（いつ，どこで，誰が，何を，どのようにに等）。また，各教職員は，学校の定めた方針等に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておく。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は，事実関係の確認の上，組織的に対応方針を決定し，いじめを受けたと思われる児童等を守り通す。いじめた児童等に対しては，当該児童等の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，学校の定めた方針等に沿って毅然とした態度で指導を行い，その保護者には，指導上の助言を行う。これらの対応については，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関との連携の下で取り組む。

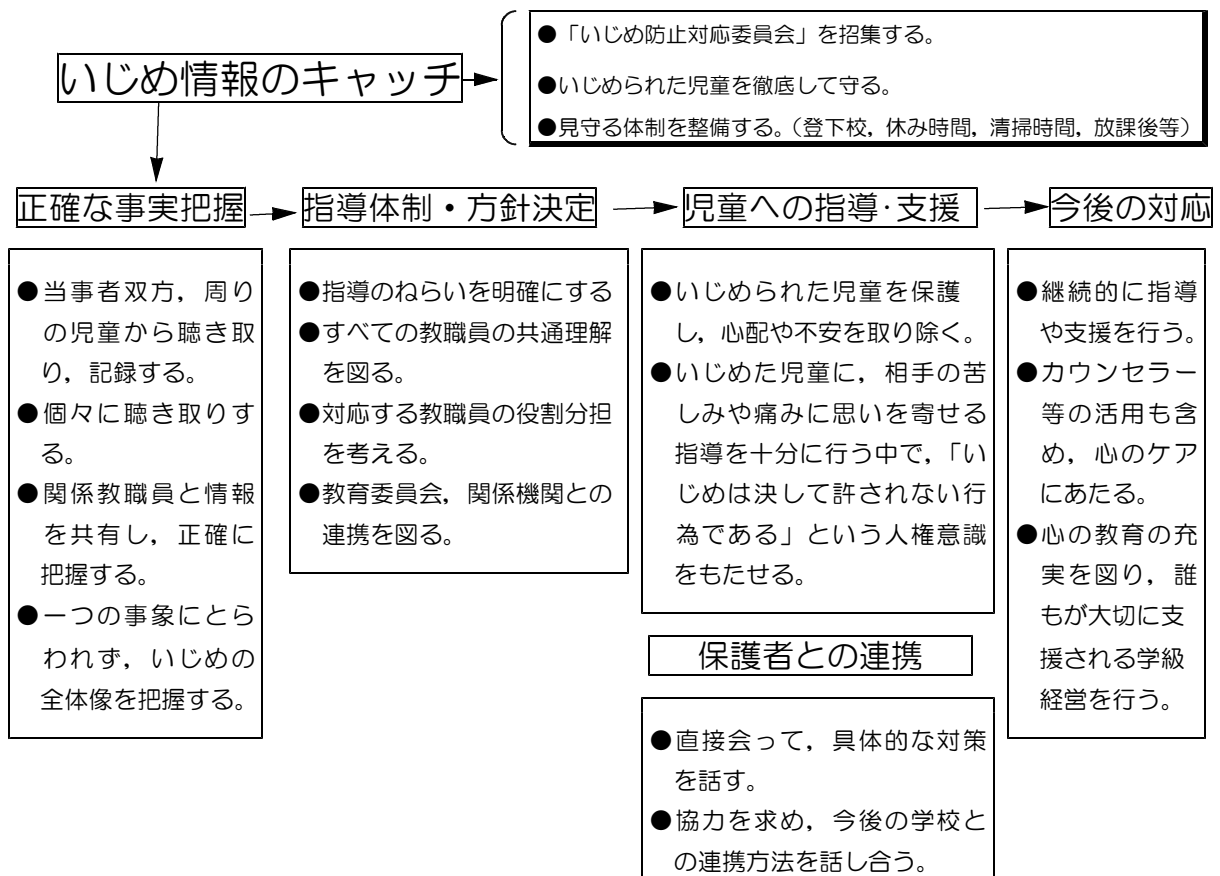
また，いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や，児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは，直ちに警察に通報していじめを受けた児童等を守る。その際は，学校での適切な指導，支援を行い，いじめを受けた児童等及びその保護者の意向にも配慮した上で警察に相談，通報し，連携して対応する。

### (1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は，事実確認が十分でなくとも報告する。

発見者（通報を受けた者）→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

※上記は原則のため，状況に応じて変更する。



## (2) 対応について

### ① 認知の判断

- ・ いじめ防止対策委員会が, いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし, 判断材料が不足している場合には, 関係者の協力のもと, 事実関係の把握を行う。

### ② 認知後の対応

- ・ いじめ防止対応委員会を中心に, 対応の方針を決定し, いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・ いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・ いじめを行った児童が, いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐために, 児童等の様子について注意深く観察する。
- ・ いじめを受けた児童の保護者にはできるだけ早い段階で事実を伝え, 不安な点を聴取し, 対応策を示す。また, 調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・ いじめを行った児童の保護者への事実の通知も, できるだけ早い段階で行う。
- ・ インターネット上のいじめに対しては, 市教委と連携し, 不適切な書き込み等, 被害の拡大を防ぐため, 直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるように求める。また必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお, いじめを受けた児童の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・ いじめ防止対応委員会を中心に, 再発防止策を協議する。

- ・いじめの解決は、児童双方の謝罪のみで終わるのではなく、他の児童との関係の修復を経て、いじめを受けた児童を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。(別記1 国基本方針)
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。

#### <別記1 国基本方針>

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## **7 指導について**

### (1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、民生児童委員など)と連携し、寄りそい支える体制を作る。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

### (2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会を開き、不要なうわさ話などが広がらないように指導する。

## 8 重大事態への対処について

「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

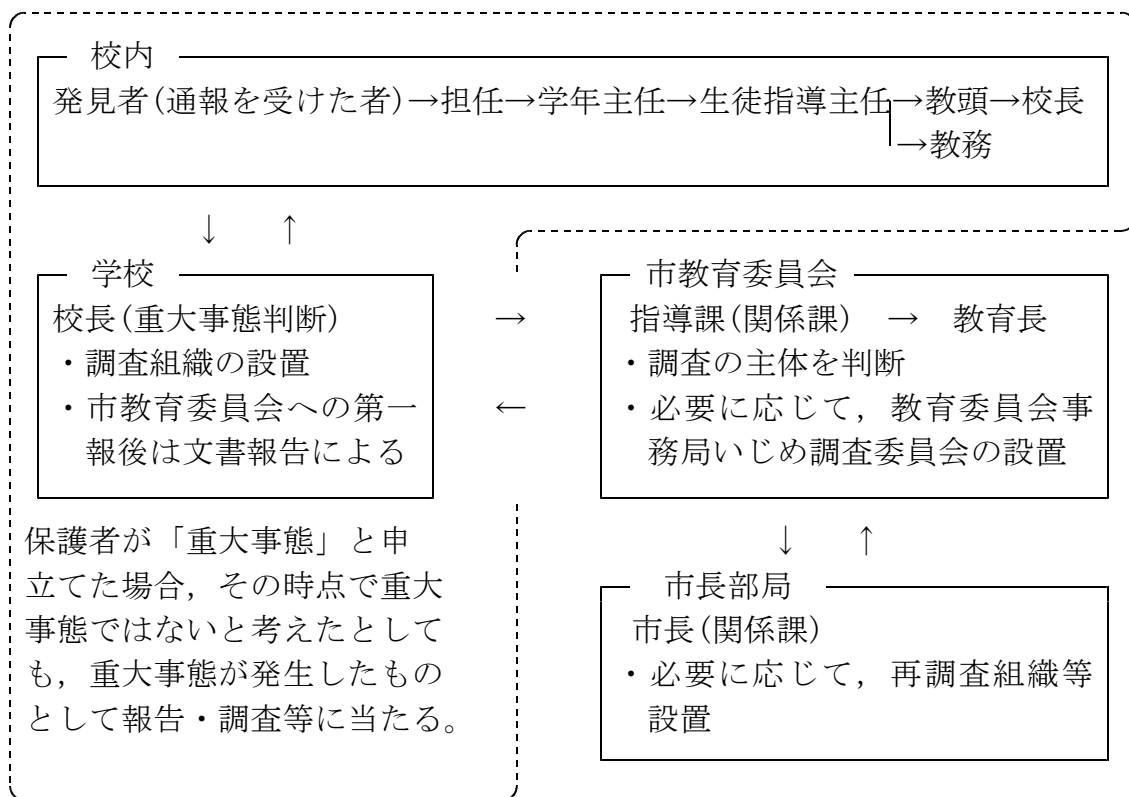
(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。

また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

### (3) 対処について

#### ①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。

なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成26年7月改訂)」を参考にする。

#### ②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## **9 公表、点検、評価等について**

### (1) 公表について

- ・学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」掲載

### (2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

### (3) 評価について

#### ①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。

#### ②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。(学校評議員会開催時)

#### ③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。

### (4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。